

議会基本条例チェックシート

一般財団法人地域開発研究所 牧瀬稔

★注意事項

様々な先行文献を読み、その中から、「生きる」議会基本条例にしているために必要と指摘される共通項を下記しました。全部で25項目あります。1項目は4点満点で計算し100点満点とします。1項目あたりの4点は0～4点で採点してください。ただし、議会基本条例の策定「過程」についてのチェック項目はありません。このチェックシートは、問題提起としての意味合いがあります。

◎総論

- 議会基本条例の必要性を30秒で明確に言えるか。
- 議会運営の基本原則を定めた条例であり、議会運営の最高規範という位置づけとなっているか。
- 単なる流行現象となっていないか。ブームに流された議会基本条例ではないか。
- 出羽守化していないか（「隣の議会もつくったから・・・」という横並意識ではないか）。
- 議会基本条例の立法事実が明確か（定性的かつ定性的な理由付けがあるか）。
- なぜ会議規則ではいけないのか。会議規則と議会基本条例の違いが言えるか。
- 「議会基本条例の制定」が目的化していないか。
- 議会基本条例により何が変わるのか。この点が明確に言えるか。
- サイレントマジョリティー（物言わぬ多数 or 投票行動をしない人々）の意向を反映させる規定を条例で明記しているか。
- 逐条解説は作成したか。
- 立法事実を明記した報告書は作成したか。

◎規定

- 条例に議会の責務規定が明記されているか（「役割」や「原則」ではなく「責務」規定）。
- 条例に議員の責務規定が明記されているか（「役割」や「原則」ではなく「責務」規定）。
- 議会報告会の開催による市民との意見交換が条例に規定されているか。
- 市民の政策提言と位置付けた請願、陳情の提出者による意見陳述が条例に規定されているか。
- 議員間の自由討議が条例に規定されているか。
- 議会に関する住民の声を把握し議会活動に反映させる議会モニター制度が条例に規定されているか。
- 一問一答方式が条例に規定されているか。
- 反問権（反論権）が条例に規定されているか。
- その議会ならではの特徴的規定を明記しているか（近隣議会との連携や議会基本構想等）。
- 語句一つひとつの意味が明確か（「政策立案と政策形成の違い」や「二元代表制」など）。
- 語句が統一して使われているか（語句がバラバラなのは最悪である）。
- 住民にわかりやすい表現となっているか（条文の解釈が分かれるのは最悪である）。
- 規定に明記した内容について、**How** が言えるか（その規定をどのように進めますか?）。
- 見直し規定が明記されているか。かつ見直し期間が明確か。

◎採点

※1問4点満点で計算し100点満点とする。1問あたりの4点は0～4点で採点する。

100～90点	S	秀	特に優れた議会基本条例
89～80点	A	優	優れた議会基本条例
79～70点	B	良	妥当と認められる議会基本条例
69～60点	C	可	合格と認められる議会基本条例
59点以下	D	不可	合格と認められる議会基本条例には達していない
未評価	F	未評価	議会基本条例には値しない

以上